

欧州統一特許制度、及び統一特許裁判所制度に関するセミナーの開催について

産学連携機構・知的財産部では、下記要領でセミナーを企画いたしましたのでご案内申し上げます。

記

【日 時】 平成30年7月13日(金)午後4時00分～5時10分

【テーマ】 欧州統一特許と統一特許裁判所制度

【会 場】 星陵オーデトリウムホール

・地図 (下記 URL 内「B10」)

<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/campus/01/seiryo/areab.html>

・星陵オーデトリウムホールについて

<http://www.med.tohoku.ac.jp/100th/greeting/auditorium.html>

【内 容】

欧州における特許権の管理を統一的行なうことを可能とする欧州単一特許制度(UP)、及び特許権についての法的判断を統一に行なう統一特許裁判所制度(UPC)の運用が予定されていますが、その運用開始が遅れています。一方、UP の中心的存在とみなされていたイギリスは、2017年3月29日にEUからの離脱手続を開始しました。イギリスの今後の動向が制度運用に与える影響が懸念されます。

今回は、ドイツ・ミュンヘンのイザールパテント® ベーニッシュ・バート・チャールズ・ハッサ・ペックマン&パートナー法律事務所に所属する二人の欧州・ドイツ特許弁理士を講師に迎え、UP、UPCの概要、UPを利用した場合の実務面やコスト面におけるメリット・デメリット、及びイギリスのEUからの離脱の影響について講義して頂きます。併せて、最新の欧州における審査実務の理解に役立つと考えられる重要審決例も紹介して頂くとともに、特に遺伝子に関して議論の多い特許適格性についても解説して頂きます。ふるってご参加下さい。

【講 師】

Dr. Werner Behnisch (ヴェルナー・ベーニッシュ) 欧州・ドイツ特許弁理士(生物学)

Dr. Tobias Rossteuscher (トビアス・ロストイシャー) 欧州・ドイツ特許弁理士(化学)

Isarpatent® Behnisch Barth Charles Hassa Peckmann & Partner ミュンヘン

※ セミナーは英語で行われますが、逐次日本語による補足を予定しています。

なお、参加の申し込みは不要です。

【問い合わせ先】

産学連携機構 知的財産部 TEL : 022-217-6031 / e-mail : chizaibu★rpi@tohoku.ac.jp

(※メールアドレスの「★」を「@」に置き換えて下さい。)